

◎新潟県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟県選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成28年3月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
木戸コミュニティセンター	新潟市東区中山4丁目2番6号	集会室	103.90	平成28年3月10日
		洋室1及び2	101.60	
		和室1及び2	92.60	
		（旧和室、集会室）	（旧72.60、 103.90）	